

第52回徳山夏まつりPH通りキッチンカー出店申込書

団 体 名		
代 表 者 ご 氏 名		
ご 住 所		
連絡先電話番号		
出 店 品 目	分類番号	品目名
	飲 料	※飲料を提供する場合のみ記入
使 用 水 の 種 類	水道水（専用水道、簡易水道） / 水道水以外の水（井戸水、貯水槽経由）	
従 事 者 数		
営 業 内 容	飲食店営業（移動販売車両）	
食 品 衛 生 許 可 山口県で取得の有無	有 / 無 （○で囲んで下さい。）	
車 両 サ イ ズ	全長×全幅×全高	
車 両 ナ ン バ ー		

※山口県で食品衛生許可を持っていられない方は、以下の調理品目別調理方法及び、調理、販売材料名及び購入数量、購入先もご記入下さい。

※調理、販売材料名及び購入数量、購入先

使 用 材 料 名	数 量	購 入 先	
		氏 名	住 所

開設者： _____

※調味料などの購入先をお書きください。

調理品目別調理方法

品 目	使 用 材 料	調 理 方 法

品 目	使 用 材 料	調 理 方 法

品 目	使 用 材 料	調 理 方 法

品 目	使 用 材 料	調 理 方 法

開設者：_____

同意書

徳山商工会議所 御中

私は、本出店申請にあたり、下記出店参加規約および募集要項に記載された内容に同意し、これを遵守致します。万が一、諸問題が生じた場合には、速やかにその解決にあたり、会場関係者や主催者等に一切の迷惑をお掛け致しません。

2025 年 月 日

住所：

氏名：

徳山商工会議所主催のイベント出店参加規約

第1条（目的）

徳山商工会議所主催のイベントにおける出店参加は、安全かつ健全な営業をすることにより、来客者の楽しい思い出づくりを実現することを目的とする。

第2条（参加申込）

- ① 出店参加希望者は、徳山商工会議所作成の「出店申込書」に所定の事項を記入のうえ、定められた期日までに、提出しなければならない。
- ② 未成年者の出店参加申込みは、法定代理人（親権者）の同意を得られなければならない。
- ③ 出店希望者は、前項の「出店申込書」の提出と同時に本規約各条項を承諾したものとみなす。

第3条（出店許可）

- ① 所定の期日までに事務局に参加申込書が提出されたものにつき、徳山商工会議所は、その出店の可否につき判断し、許可をした希望者には許可書を交付する。
- ② 出店許可については、原則として、参加希望1団体につき「1箇所」までとする。
- ③ 出店許可に関する徳山商工会議所の判断については、申込者から審議は、一切受け付けないものとする。
- ④ 第1項の許可書は、徳山商工会議所に無断で複製することを禁じ、許可取得者が、その地位を徳山商工会議所の許可なく第三者に譲渡することも禁止する。

第4条（出店について）

- ① 出店者は、徳山商工会議所が指定した範囲内で店舗を設置しなければならない。
- ② 出店者は、営業開始時間、撤去終了時間等、定められた時間については厳守しなければならない。
- ③ 出店者は、当日の役割分担に関しては、各自責任をもって行うものとする。
- ④ 出店者は、店名と出店責任者名、電話番号を明記して店舗に表示するものとする。
- ⑤ 出店から出るゴミについては出店者が責任をもって持ち帰ること。当日出店者側の方でゴミ袋を用意すること。

第5条（その他）

- ① 出店者は、その他徳山商工会議所からの指示に従わなければならない。
- ② 徳山商工会議所は、規約違反、迷惑行為、徳山商工会議所からの指示に従わない等、不適切と判断した出店者に対しては、出店停止・退場を命ずることができる。

第6条（免責事項）

- ① 会場や駐車スペース等で起こった事故や、けが等について、出店者は徳山商工会議所に対してその責めを問うことはできない。
- ② 出店における食品衛生上のトラブルに関しても、徳山商工会議所は何ら責任を負わないものとする。
- ③ 出店する食品及び個人の持ち物については、参加者各自で管理するものとして、盗難及び損傷に関して徳山商工会議所は一切関知しない。
- ④ 中止した場合の、出店者に係る損害（前売券返還等含む）についても徳山商工会議所は、何ら責任を負わないものとする。

第7条（反社会的勢力の排除）

次に該当する者は出店することができない

- ① 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という）ではないこと。
- ② 自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう）が反社会的勢力ではないこと。
- ③ 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと。
- ④ 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと。

ア相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為

イ偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為